九　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十七条第六項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報 ［イ～ト　略］ ［十・十一　略］	九　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報 ［イ～ト　同上］ ［十・十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

省　令

総務大臣　林　芳正

○総務省令第百五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

改正後		
別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）		
品目	調査日	調査担当者
一　［略］　コーヒー飲料（セルフ式を除く。）　［略］　ミネラルウォーター（配達を除く。）　［略］　大人用運動靴　［略］　大人用サンダル　［略］　自動車整備費　［略］　講習料（英会話）　講習料（書道）　講習料（音楽）　講習料（ダンス）　講習料（水泳）　講習料（体育）　［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
二　［略］	［略］	［略］
三　［略］　ＰＴＡ会費（小学校）　ＰＴＡ会費（中学校）　［略］　中学校授業料（私立）　高等学校授業料（公立）　高等学校授業料（私立）　大学授業料（国立）　大学授業料（私立）　短期大学授業料（私立）　専修学校授業料（私立）　［略］	［略］	［略］

改正前		
別表（第四条、第五条、第六条、第十条、第十一条関係）		
品目	調査日	調査担当者
一　［同上］　コーヒー飲料　［同上］　ミネラルウォーター　［同上］　運動靴　［同上］　サンダル　［同上］　自動車整備費　自動車オイル交換料　［同上］　講習料　［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
二　［同上］	［同上］	［同上］
三　［同上］　ＰＴＡ会費　［同上］　中学校授業料　高等学校授業料　大学授業料　短期大学授業料　専修学校授業料　［同上］	［同上］	［同上］